令和９年１月１日改定

ご契約者のみなさまへ

西日本自動車共済協同組合

自動車共済制度改定のご案内

平素は西日本自動車共済をお引き立ていただきありがとうございます。
この度、弊組合では共済期間の初日が令和９年１月１日以後のご契約より自動車共済制度の改定を実施しました。
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

共済商品に関する改定

1 対物超過修理費用特約の自動付帯化　自動セット

●対物賠償共済をご契約の場合、オプションとしていた本特約を、対物賠償共済を付帯するすべての契約に自動セットします。
●本特約を補償対象外とすることはできません。

2 人身傷害条項損害額基準の改定　オプション

●人身傷害共済の補償内容のうち、後遺障害における精神的損害の支払金額を、すべての等級において引き上げます。
●後遺障害等級の第１級から第３級における被共済者の家族構成による金額の区別を廃止し統一します。

3 車両新価特約の改定　オプション

●個人、法人を問わず、リースカーの普及状況を踏まえ、リースカーを対象自動車に追加します。
●共済金お支払い条件のうち、昨今の部品供給遅れや納車の長期化等を踏まえ、修理または代替車取得を行う期間を「90日以内」から「6か月以内」に延長します。

4 車両超過修理費用特約の改定　オプション

●ご契約のお車が全損となった場合の修理に関する補償である本特約に、代替車取得を行った場合の再取得費用についても復旧費用限度額※を限度にお支払いする補償を追加します。※「車両共済金額」に50万円を加えた額をいいます。

5 ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の改定　オプション

●「宿泊費用」および「移動費用」の被共済者の範囲を拡大し「記名被共済者」を追加します。
●宿泊費用が高額化傾向であることを踏まえ、宿泊費用共済金の被共済者１名あたりの限度額を「１万円」から「１万５千円」に引き上げます。

6 代車費用特約の改定　オプション

●「代車費用の補償日数に関する特約」を廃止し、共済金支払いの対象となる代車費用（レンタカー等）の補償期間を「事故の場合は30日」、「故障の場合は15日」に統一して「代車費用特約」を一本化します。
●ご契約のお車の用途車種ごとの代車費用共済金日額の限度額を引き上げます。

用途車種	改定前	改定後
自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車	5,000円	5,000円、**7,000円**、**10,000円**
自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（0.5㌧以下）、自家用普通貨物車（0.5㌧超2㌧以下）、特種用途自動車（キャンピング車）	5,000円 7,000円 10,000円	5,000円、7,000円、10,000円 **15,000円**、**20,000円**

7 原動機付自転車の用途車種細分化

●原動機付自転車の用途車種を「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」に細分化します。
●本改定に伴う補償内容および共済掛金への影響はありません。

一般原動機付自転車（イメージ）



特定小型原動機付自転車（イメージ）



8 運転者年齢条件特約の改定　オプション

●本特約の「運転免許資格取得者に対する自動補償※」について、特定小型原動機付自転車の運転には運転免許を要しないため、「運転免許の取得」の規定を「運転資格の取得」に改めます。
※これまでは新規の運転免許取得者に対して、運転者年齢条件に該当しない場合であっても、免許取得日から30日以内であれば所定の条件のもとで補償可能としていました。

共済掛金に関する改定

1　共済掛金水準の改定

●近年の物価上昇傾向の継続等による事故１件あたりの共済金お支払い額の増加や自然災害の多発等により、共済金のお支払いが増加傾向にある状況を踏まえ、共済掛金水準の引き上げを行います。

主な改定対象：対物賠償共済、車両共済（一般車両）、車両共済（車対車危険限定）、車両超過修理費用特約、ロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、代車費用特約

2　記名被共済者年齢別掛金※体系の改定

●記名被共済者の年齢が高齢である契約の損害率が高いため、共済掛金負担の公平性等の観点から、記名被共済者年齢別掛金区分を２区分から４区分に細分化します。

※記名被共済者が個人の場合で、記名被共済者の年齢に応じた掛金となるように設定しています。

年齢条件	記名被共済者年齢別掛金区分	
	改定前	改定後
21 歳以上補償 26 歳以上補償 30 歳以上補償 35 歳以上補償	74 歳以下	**69 歳以下**
		70 歳以上 74 歳以下
	75 歳以上	**75 歳以上 79 歳以下**
		80 歳以上

3　新車割引の改定

●過去の共済金お支払い状況等に基づき、新車割引の割引率を改定します。

	初度登録からの経過月数	等級	自家用普通・小型乗用車				自家用軽四輪乗用車			
			対人賠償	対物賠償	人傷傷害搭乗者傷害	車両	対人賠償	対物賠償	人傷傷害搭乗者傷害	車両
改定前	25 か月以内	6(S)等級	34%	32%	41%	31%	32%	28%	42%	27%
		上記以外	7%	11%	17%	8%	5%	9%	18%	2%
	26～49 か月	6(S)等級	30%	12%	35%	22%	18%	14%	21%	16%
		上記以外	4%	4%	16%	6%	2%	4%	15%	2%
改定後	25 か月以内	6(S)等級	39%	39%	41%	32%	31%	40%	39%	33%
		上記以外	14%	14%	17%	8%	10%	17%	22%	9%
	26～49 か月	6(S)等級	27%	36%	35%	32%	26%	34%	27%	33%
		上記以外	8%	9%	17%	8%	1%	12%	22%	9%

その他の主な改定

1　競技・曲技等使用における免責規定の改定

●ご契約のお車を競技・曲技を目的とした場所以外（サーキット場のような外観を備える会員制プライベートコース等）で使用する場合の事故も免責（補償の対象外）となるよう規定を明確化します。

2　人身傷害共済の対象自動車拡大

●農耕作業用自動車を対象自動車として追加します。

3　車両全損時諸費用倍額払特約の改定

●記名被共済者が「法人」で、ご契約のお車が「リースカー」の場合でも、本特約を適用できるよう対象を拡大します。

4　中断証明書発行対象契約の追加

●記名被共済者がご契約の中断日時点において、疾病または傷害により一時的に運転の継続が困難であると医師から診断※された場合の中断証明書発行事由として「重度傷病による運転不能」を追加します。

※医師による診断書の提出が必要です。

●このご案内は、共済期間の初日が令和９年１月１日以後のご契約に対する自動車共済の改定概要を記載したものです。
詳しい内容については、共済代理所または当組合までお問い合わせください。
●ご契約の際には、「ご契約のしおり（約款）」、「重要事項説明書」を必ずお読みください。（当組合Ｗｅｂサイトにも掲載しています。）
●インターネットを通じてパソコンなどで約款をご覧いただけるＷｅｂ約款をおすすめしています。

西日本自動車共済協同組合
〒812-0007　福岡市博多区東比恵 2-15-25
TEL：092-441-5901　FAX：092-441- 5907
お客さま相談室：092-235-3355 受付 午前９時～午後５時（土日祝日及び12/29～1/3 を除く）
Ｗｅｂサイト： https://nishijikyo.com/

■お問い合わせ先（共済代理所）

NJ990.2609.0100.999999-2610(1)106,000(枚)SH